

株式会社三景等に対する支援決定について

平成16年11月30日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社三景及び同グループ15社（別紙1）
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社 東京三菱銀行
株式会社 りそな銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙2
4. 主務大臣の意見
意見なし
5. 事業所管大臣（経済産業大臣）の意見
本件支援対象事業者は、多くのアパレルメーカーに対して、アパレル製造に不可欠な衣料副資材を供給しており、我が国繊維産業の中で重要な役割を果たしていることから、スポンサーの選定も含め、事業再生計画の実施に当たっては、本件支援対象事業者が現在果たしている機能が損なわれることの無いよう十分配慮されたい。
6. 買取申込み等期間： 平成16年11月30日から
平成17年 2月14日まで（機構必着）
7. 一時停止要請
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8．一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9．支援決定についての機構の考え方

対象事業者グループはアパレルメーカー向けに衣料品副資材の卸売業を営んでおり、独自の製造、物流部門を有していることを強みに業界最大手に位置していることから、事業基盤には強固なものがあります。

しかしながら、所謂バブル期に行った多額の不動産投資を主な原因として多額の不良資産と過剰債務を抱え、大幅な実質債務超過に陥っており、財務面で大きな問題を抱えています。

機構の支援により過剰債務を解消し、今後選定するスポンサーによる経営支援の下、営業体制の更なる強化、グループ経営の効率化等を内容とする事業再生計画を遂行すれば十分に再生が可能と考えられます。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

(別紙1)

支援対象企業 16 社

株式会社三景
株式会社大喜
株式会社三景フェニックス
株式会社サンジェル
株式会社大珠
株式会社サンテックいわき
株式会社フクセン
株式会社三景サンテキスタイル
株式会社三翔テキスタイル
株式会社大景
株式会社三景物流
株式会社東京カジュアル
株式会社アルファ企画
株式会社三景ファブリック
株式会社大嶋
協同組合サンライン繊維グループ